

## 学校教育における環境教育ガイドライン本編

### はじめに

今日の環境問題の多くは、事業活動や日常生活における環境への負荷が積み重なって顕在化しているものであり、これらの問題の解決に当たっては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイル・社会経済活動を環境への負荷が少ないものへと変えることが不可欠です。そのためには、環境や環境問題に関心・知識を持ち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の上にならって、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身につけ、より良い環境の保全・創造に主体的に参加し環境への責任ある行動がとれる態度を育成するための環境教育の推進を図る必要があります。

本県では、平成2年10月に「熊本県環境基本条例」を制定し、教育活動等を通じて県民の意識啓発を行うことを県の責務として規定し、平成4年12月、同条例に基づき、快適な環境を守り育て次世代に引き継いでいくことができる人づくりを目指して、環境教育の目標、留意事項、進め方、推進体制等を示した「熊本県環境教育基本指針」を策定しました。

同指針では、学校教育における環境教育について「生涯教育としての環境教育の基礎を形成する場」として位置づけています。

学校は、子どもたちにとって、様々な教科、活動等を通して知識や技能を「学習」する場であるとともに、一日の時間の大部分を過ごす「生活」の場でもあります。そこでは多くの人との交流があり、共同生活の様々な体験を通して、社会の一員としての自立心が養われます。また、家庭とのかかわりでは、学校は家庭で学ぶ生活規範や生活習慣を確認、反省、改善し、より社会的なものへと確立していく場でもあります。

このようなことから、学校教育における環境教育には、子どもたちが様々な生活体験を通して、環境に対する認識を共有しながら、環境に配慮した生活習慣を身につけていく上で大きな役割を果たすことが期待されています。

本ガイドラインは、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて、環境教育を総合的かつ効果的に進めるため、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校における教育全体を見通して、環境教育を進める上での基本的な考え方を示すとともに、児童生徒の発達段階ごとの環境教育の視点とねらいを明らかにしています。

また、各学校において環境教育の全体計画や年間計画を策定する上で、参考となるよう、各教科等に盛り込まれている環境に関する学習内容を系統的に分類するとともに、「総合的な学習の時間」における環境学習の進め方の例をまとめています。

さらに、様々なテーマ及び手法で幅広い環境教育が進められるよう、参考となる資料を資料編としてまとめています。